

よりきれいに！より自然に優しく！ 高度処理型浄化槽の設置に対して補助を始めました

問 下水道課 ☎050(3381)5071

これまでの浄化槽設置に対する補助に加え、さらなる水環境の改善を図るため、市では、平成23年度から窒素・リンを除去できる「高度処理型浄化槽（N型またはNP型）」の設置補助金の交付を始めます。希望する人は、従来の「通常型」か「高度処理型」を選択して申し込んでください（従来『通常型』の制度も継続します）。

また、し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」から「合併処理浄化槽」に設置替えをする人に対しては、「単独処理浄化槽」の撤去費用の一部を浄化槽補助金に上乗せして交付します。

●期待される効果

高度処理型浄化槽は、これまでの生活環境改善の効果に加え、「赤潮」の原因となる「窒素（N）」や「リン（P）」を除去することができるのが特徴です。

川や海の汚れを少しでも少なくするためにも、ぜひご協力ください。

●補助の対象となる地域

下水道等の集合処理区域以外の区域または下水道の整備が当分の間（7年以上）見込まれない区域

※下水道認可区域など、一部の区域は補助の対象となりません。

●対象者

補助対象地域で「合併処理浄化槽」を設置しようとする人（「単独処理浄化槽」から「合併処理浄化槽」に設置替えする人を含む）
※その他、補助要件など詳細は、下水道課にお問い合わせください。

●補助金額

浄化槽設置補助金

人 槽	補 助 金 額	高度処理型	人槽の算定条件
5人槽	332,000円	444,000円	住宅の延べ面積が130㎡以下の場合
6～7人槽	414,000円	486,000円	住宅の延べ面積が130㎡を超える場合
8～10人槽	548,000円	576,000円	2世帯住宅の場合
11～20人槽	939,000円	1,092,000円	店舗併用住宅、事務所など、その建物の用途により算定
21～30人槽	1,472,000円	1,860,000円	
31～50人槽	2,037,000円	2,496,000円	

単独処理浄化槽撤去補助額（上乗せ補助）

撤去費用と認めた額（限度額90,000円）

4月から高齢者用肺炎球菌 ワクチンの予防接種費用の 一部を助成します

問 こども未来課 ☎050(3381)5050

南島原市の高齢者死亡原因の第3位は肺炎です。

この肺炎の主な原因の一つ「肺炎球菌」に対するワクチンの予防接種費用を4月から助成します。

●接種で期待される効果

ワクチン接種により、肺炎予防のほか、感染した場合の重症化を防ぐ

市内に住所を有し、接種日に満70歳以上の人

●助成額

3,000円（1人1回のみ）。ただし、生活保護世帯に属する人は、接種費用の全額を助成。

各支所（有家庭舎はこども未来課）および市民サービス課の窓口で申請手続きを行ってください。

●申請から接種までの流れ

①申請手続（支所窓口など）
②市役所から助成通知書と予診票を送付

高齢者・障害者住宅 改造助成事業の内容が 変わりました

問 福祉課または各支所 ☎050(3381)5051

4月から高齢者・障害者住宅改造助成事業の内容が変わります。

●助成対象者

市内に居住する、当該世帯の住民税および所得税が非課税の世帯の人で、次のいずれかに該当する人。

・高齢者：65歳以上で、介護保険住宅改修費の支給を受ける人
・障害者：身体障害者手帳1級または2級に該当する人で、肢体不自由または視覚障害のある人

●助成金額

助成対象経費の3分の2以内（限度額は次のとおり）

・高齢者：11万円
・障害者：22万円
※過去に助成を受けた人は対象になりません。また、工事の事前着工は事業として認められません。

※詳細は、お問い合わせください。

なくそう！その他火災 焚き火や 枯れ草焼却 による火事が増えて います

問 南島原消防署

☎0957(82)1373

- 乾燥注意報や強風注意報発令中は焚き火などをしていない。
- 事前に消防署（分署）に届け出をする！
- 水バケツなどの消火用具を準備する！
- 焼却を始めてから完全に消火するまで絶対にその場を離れない！



平成23年4月使用分から 新しい水道料金が 始まります

問 下水道課

☎050(3381)5070

すでに、広報紙12月号でお知らせしているとおり、水道料金を4月使用分（5月請求分）から統一します。ただし、急激な増減緩和のため、段階的に調整を行い、平成28年度に完全に統一します。

なお、23年度の各家庭の水道料金は、以前チラシでお知らせしているとおりです。

※料金体系が、口径別となります。※詳細は、下水道課または各水道管理センターへお問い合わせください。

4月は異動の時期です！ 水道の手続きは 忘れずに！

水道の使用開始や中止、廃止、給水装置所有者名義変更は、電話でも可能です。忘れずにご連絡ください。